

議案第69号

葛飾区食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準に関する条例

上記の議案を提出する。

平成24年11月29日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備等に関する政令の施行による食品衛生法施行令の改正に伴い、食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準を定める必要があるため、本案を提出いたします。

葛飾区食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第8条第1項の規定に基づき、食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準を定めるものとする。

(設備の基準)

第2条 食品衛生検査施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 微生物検査室、事務室等を設けること。
- (2) 純水装置、定温乾燥器、ディープフリーザー、高圧滅菌器、乾熱滅菌器、恒温培養器、恒温槽その他の試験のために必要な機械及び器具を備えること。

(職員の配置の基準)

第3条 食品衛生検査施設に配置する職員の基準は、試験のために必要な職員を置くこととする。

(委任)

第4条 この条例の施行について必要な事項は、葛飾区長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。